



池報聽発第16号
令和5年7月31日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

池田市長 瀧澤 智子



要望書に対する回答について

平素は、本市の市政運営にご理解、ご協力賜り厚くお礼申しあげます。
令和5年6月20日付けの要望書につきまして下記のとおり回答させていただきます。

【要望内容】

1. 職員問題

①自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

災害時対応等も含め、多様化する行政需要に対応するために必要な職員数を確保するよう採用活動を行っているところです。

回答:総務部 人事課

②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

管理職登用に当たっては、従前から性別に関わらず、部下に権限を委譲しながら、責任を負うことができる人材を登用しているところです。

今後も、職員が幅広い職務経験を積めるような人員配置や、能力向上に資する研修の実施等により、管理職登用の候補となる職員を増やすよう努めてまいります。

回答:総務部 人事課

③大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。

市役所内における外国人への対応については、外国語での会話能力を有する職員を窓口部署に配置するよう心掛けるとともに、通訳者との対話が可能な多言語通訳タブレットを使用することでコミュニケーションにおける不都合が生じないようにしているところです。

回答:総務部 人事課

2. 子ども・シングルマザー等貧困対策関係

- ①子どもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

今年度、子どもの生活実態（ヤングケアラーについての質問を含む）に関する調査を実施しております。また、子どもの貧困やヤングケアラーについては、子育て、福祉、教育の関係部課が連携し、相談支援を行ってまいります。

回答：福祉部 高齢・福祉総務課

回答：子ども・健康部 子ども・若者政策課

- ②子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊娠婦医療費助成制度を創設すること。

子ども医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度は、大阪府と府内市町村が共同で運営しているため、市独自に助成内容を変更することは困難な状況にあります。

また、入院時食事療養費への助成は、子ども医療の対象年齢拡充の際に財源確保の一部として活用するために在宅医療との公平性の観点から廃止しており、無料化は難しい状況にあります。

回答：福祉部 保険医療課

妊娠婦の医療費については、医療保険での対応が基本と考えており、本市としましては、今後とも母子保健施策の充実等に努めてまいります。

回答：子ども・健康部 健康増進課

- ③コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパンtries事業を公的な場所の提供など等で支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPOや市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行うこと。

池田市立3R推進センターにて、令和2年10月から、食品の寄付を募り、市内の子ども食堂などへ寄付するフードドライブを実施しています。

また、令和3年1月には、「いけだフードドライブ・ネットワーク」を立ち上げ、寄付食品が届いた時点で登録団体へ情報をメールで一斉配信し、注文があれば食品を引き取つてもらう仕組みを作ることで、食品の循環を促進しているところです。

今後も継続して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

回答：まちづくり環境部 環境政策課

本市では、子どもの居場所づくりを目的に、低料金による食事の提供を通して、子どもの健やかな成長を支えるとともに、地域の人とふれあい、豊かな人間性及び社会性を身につけることができる施設として「子ども食堂」を開設し、運営に取り組む団体に対し、費用の一部を補助する制度を創設し、子ども食堂の取り組みの支援に努めています。

回答：子ども・健康部 子ども・若者政策課

池田市社会福祉協議会が本市施設において、フードドライブ、フードバンチャー事業を実施できるよう、支援をしてまいります。

回答：福祉部 高齢・福祉総務課

地域と学校との連携により「こども食堂」を開催している事例があります。
市として学校の空き教室を利用した事業は行っていませんが、今後実施の可否を含めて検討してまいります。

回答：教育委員会事務局 教育政策課

④小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

本市の小・中学校での自校式の給食は、スペース等により難しいことから、令和2年度に給食センターを建て替えたところです。

また、小・中学校の給食費無償化は、令和4年度は国交付金を活用して、7月以降実施し、令和5年度の小学校給食費は国交付金、中学校給食費は市費で無償化を実施しています。

保育所・こども園・幼稚園などの副食費無償化に関しては、国制度に基づいて一部実施しているところです。

対象外の園児については、財政状況も踏まえたうえで十分に検討が必要であると考えています。

回答：子ども・健康部 幼児保育課

回答：教育委員会事務局 学校給食センター

⑤児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

各種届出時の聞き取りにおいて、国の通知に従い必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう注意し、人権を侵害することがないよう配慮しております。

制度案内や外国語対応においても、引き続き適切に取り組んでまいります。

回答：子ども・健康部 子育て支援課

⑥学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

新型コロナウイルス感染症の影響で、学校園内での歯磨きを自粛するケースがみられる中、子どもたちの口腔状態の把握の重要性は認識しているところです。

学校園における歯科検診の受検率向上と、学校園歯科医による口腔状態の検査をもって、口腔崩壊状態である子どもの定期的な通院につなげてまいります。

回答：教育委員会事務局 学務課

⑦児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

学校園内での歯磨きによって、口腔ケアを習慣化させることは重要な課題であると考えています。

給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口を実施することにつきましては、予算面および時間的制約を鑑みながら関係各所と連携し、導入の可否について検討してまいります。

回答：教育委員会事務局 学務課

⑧障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者)歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

障がい児(者)が安心して歯科の健診及び治療を受けることは、障がい児(者)の歯の健康管理には必要と認識しています。

本市では「障がい者歯科診療事業」を実施し、池田市歯科医師会の協力のもと、市内の歯科医院での受診機会を確保するとともに、障がい児(者)が適切かつ円滑に歯科診療が受けられるよう体制を整備しています。

今後、障がい児(者)歯科診療施設案内リーフレット作成につきましては検討してまいります。

回答：福祉部 障がい福祉課

回答：子ども・健康部 発達支援課

⑨公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

市営住宅の管理戸数の総数は423戸、空家数は28戸となっているところです。

高齢者や障がい者、ひとり親等、住宅確保に配慮が必要な人に対する支援については、本市も重要な施策と認識しており、今後、住宅部局と福祉部局等との情報共有を進めるとともに、適切な住宅や介護福祉サービス等とのマッチングを図るために民間による支援活動の促進に努めていく所存です。

回答：まちづくり環境部 都市政策課

3.医療・公衆衛生(コロナ5類対応も含)

①新型コロナ対策について

1.厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。

大阪府に対して、引き続き保健所機能の強化に努めるよう求めるとともに、必要な人材確保についても要望してまいります。

回答：子ども・健康部 健康増進課

2. 移行期間終了後(9月以降)の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。

大阪府に対して、専用ホットラインの設置について要望してまいります。

回答: 子ども・健康部 健康増進課

3. 5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。

新型コロナウイルス感染症と診断された高齢者に対して、安心して自宅療養していただけるように大阪府が実施してきた支援策については、5類感染症への移行に伴い終了されたものです。今後は感染症対策と切り離した高齢者施策として、本市の財政状況も踏まえつつ、検討してまいります。

回答: 子ども・健康部 健康増進課

②老人医療費助成制度について

・昨年10月から75歳以上高齢者で年収が200万円以上の方の一部負担が2割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も引上げられることが決まりました。コロナ禍で暮らしに逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。

福祉医療費助成制度は、大阪府と府内市町村が共同して運営している事業であり、持続可能な制度構築の観点から2018年4月に再構築され、大阪府全体で老人医療費助成制度は廃止となりました。

高齢化の発展や医療の高度化に伴う医療費の増大や、福祉医療の再構築による対象拡充といった背景から、福祉医療費助成制度の再構築が行われたことを考慮すると、現在の社会情勢では、自治体独自の制度創設は難しい状況にあると考えております。

回答: 福祉部 保険医療課

③健康保険証とマイナンバーカードの1本化について

・国は健康保険証を廃止してマイナンバーカード1本化法が審議されている(5月16日現在)。しかし、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応をなど含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。

今回の法改正により、短期保険証は廃止されますが、マイナンバーカードにおいて、これまでと同様の保険給付を受けることができます。

また、保険料を全額支払えない世帯に対しましては、これまでと同様、引き続き納付相談を実施し対応してまいります。

回答: 福祉部 国保・年金課

回答: 福祉部 保険医療課

- ④地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。

現在、歯科衛生士として健康増進課に1人（再任用職員）配置していますが、新規採用について人事部局と調整を進めています。

回答：子ども・健康部 健康増進課

4. 国民健康保険

- ①コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっている、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから2024年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっていることの均等割をゼロとすること。

大阪府における国民健康保険は、2018(平成30)年4月に都道府県化され、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、令和6年度より府内市町村すべての保険料を統一するため取組をすすめており、令和6年度以降についても現在検討をすすめている次期運営方針に沿って適切に決定・運営してまいります。

一方で、国民健康保険はその性質上、被保険者の平均所得水準が低くなるなか、年齢構成が高いため医療費水準が高く保険料の負担が大きくなるという構造上の問題を抱えているということも認識しており、抜本的な財政支援を講じられるよう市長会等を通じて引き続き、国や府に要望してまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減については、2022(令和4)年度から未就学児にかかる均等割保険料の軽減を実施しておりますが、子どもの均等割額の軽減の拡充については、市長会等を通じて、引き続き、国や府に要望してまいります。また、2024(令和6)年1月からは産前産後期間における保険料負担の軽減措置が実施される予定です。

回答：福祉部 国保・年金課

②国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大とともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金につきましては、令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染したことで労務に服することができない期間に關しては、引き続き、厚労省事務連絡に基づき支給を行っております。今後も国や府の示す基準に基づき、適切に対応してまいります。

各制度の周知につきましては、納付額通知書に同封するチラシに記載のほか市の広報誌やホームページでもお知らせしております。

また、各申請につきましても、市ホームページに申請書をアップするほか、郵送での書類請求・申請や電子申請も受付けております。

回答:福祉部 国保・年金課

③マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。

特に問題はありませんが、資格確認書の発行など国の対応が遅くなると、市民や医療機関への周知が遅くなり、混乱を招くことが懸念されます。

回答:福祉部 国保・年金課

④国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

暮らしの便利帳の外国語版において、国民健康保険の届出や保険料についての説明を掲載しているところですが、更なる外国語対応について必要性を認識しているところであります。窓口における手続きの際の説明文については対応に向けて検討を進めています。

回答:福祉部 国保・年金課

5.特定健診・がん検診・歯科健診等

①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

特定健診の受診率向上につきましては、引き続き、様々な機会をとらえ受診勧奨を行ってまいります。

がん検診については、受診率の向上をめざし、負担金の軽減を図るとともに、特定健診の受診券送付時に検診のチラシを同封したり、個別はがきを郵送したりするなど、受診勧奨に努めており、一定の増加が見られています。

引き続き、国が示す受診率向上の方策に従い、可能なことから取り組み、受診率向上を図ってまいります。

外国語対応につきましても、通訳や翻訳ツールの活用を今後も進めてまいります。

回答:子ども・健康部 健康増進課

- ②住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法(2011年施行)では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者を対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。

本市では令和元年度、歯や口腔における保健計画を含めた「第2次池田市健康増進計画・食育推進計画」を策定し、市民の歯や口腔の健康の向上に努めているところです。

成人期の歯科検診は、18歳以上の市民を対象に一部負担金をいただき実施しております。また、市民税非課税世帯や生活保護世帯、身体障害者手帳などの交付を受けている方などについては、一部負担金免除制度あり、後期高齢者医療該当者は無料で受診できます。なお、通院困難な在宅寝たきり高齢者の方には、訪問歯科健康診査事業を無料で実施しており、妊婦についても令和4年度から無料にしたところです。今後も口腔疾患の早期予防、早期発見に努めてまいります。

回答:子ども・健康部 健康増進課

6.介護保険・高齢者施策

- ①第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあたっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めるこ。

介護保険料については、第9期計画期間中における高齢者人口や給付費等の伸びを勘案し、介護保険事業計画策定委員会において審議していただき算定する予定となっています。算定にあたっては、介護給付費準備基金を全額取り崩す予定としています。

介護保険制度は、社会全体で支える制度となっています。介護保険料の軽減についてはこれまでどおり、介護保険法、条例、要綱に基づいて実施していきます。減免の条件に該当する方については、適宜対応しています。

保険料の低所得者対策については、今後も国へ要望をしていきます。

回答:福祉部 介護保険課

- ②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

介護保険制度は、社会全体で支える制度となっています。介護保険料は被保険者の所得に応じて負担していただくものとなっています。

回答:福祉部 介護保険課

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)、自治体独自の軽減措置を行うこと。

介護保険制度は応能負担が原則となっています。低所得者の方についても、最低限の負担をお願いしているところです。少子高齢化が進み、介護保険財政が大変厳しい状況であることや、在宅で過ごされる方との負担の公平性の観点から、補足給付の見直しが行われているところです。これは、介護保険制度の持続・可能性に寄与するものと考えています。

回答:福祉部 介護保険課

④総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

本市では、「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」について、ケアプラン上で必要とされているにもかかわらず、サービスの利用を制限することは行っていないため、全ての要支援認定者が利用できます。

また、要介護(要支援)認定についても、申請するにあたり制限は行っていませんので、希望すればいつでも認定申請することができます。

回答:福祉部 介護保険課

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。

本市では、訪問介護員等が提供する「訪問介護従前相当サービス」については、国と同じ基準であり、変更は行っておりません。

回答:福祉部 介護保険課

ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

ケアマネジャーが、高齢者の自立支援・介護予防及び生活の質の向上に資するケアマネジメントとそれに基づく介護の提供を目指すための助言を受ける機会として位置づけています。

回答:福祉部 地域支援課

⑥保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込みず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

保険者機能強化推進交付金については、介護保険事業計画の進捗管理や市町村の自立支援・重度化防止等の取組を推進するために創設されたものです。進捗管理を行うことにより、地域課題の把握や地域の特性に応じた施策を実施することができるものです。

本市においても、本交付金を活用し、介護予防に資する事業を実施しているところです。

回答: 福祉部 介護保険課

回答: 福祉部 地域支援課

⑦高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的な施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。

民生委員児童委員や地域包括支援センター、職員などが高齢者世帯の見守りを行う中で、熱中症予防に関するパンフレットを配布し、「こまめな水分補給」や「エアコンなどの活用」、「日頃からの体調管理」など、熱中症予防のポイントについて啓発を行ってまいります。

回答: 福祉部 高齢・福祉総務課

⑧電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないよう緊急に電気料補助制度をつくること。

昨今の物価高騰による負担増の影響を受けやすい低所得者が、電気代の節約のため、エアコンの利用を控えることが懸念される中、非課税世帯を対象に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」を1世帯あたり3万円、給付いたします。

また、生活保護受給開始時にエアコンが無い場合は、設置費用を拠出しております。一方で、厳しい財政状況の中、恒常的な電気料金に対する補助やエアコンの導入費用の補助については困難であると考えます。

回答: 福祉部 高齢・福祉総務課

⑨入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備については、介護保険事業計画策定時に、人口動態や認定率の推計及び入居待機者数、国の施策などを反映し、施設整備目標を設定して整備を行っています。

回答: 福祉部 地域支援課

回答: 福祉部 介護保険課

- ⑩介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に待遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる待遇改善制度を求めることがあります。

待遇改善については、待遇改善加算が令和3年度に引き続き令和4年度にも臨時改定されており、介護職員の賃金の引き上げが行われているところです。加算の取得については、介護事業所への周知啓発を図っていきます。

回答:福祉部 地域支援課

回答:福祉部 介護保険課

- ⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する支援は、まずは、国において制度の創設が望ましいと考え、現時点で、本市独自の助成制度の創設は考えておりません。

国に対しては、引き続き助成制度の創設について、要望してまいります。

回答:福祉部 高齢・福祉総務課

- ⑫介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらし個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

介護保険被保険者証のマイナンバーカード化については、まだ具体的なスケジュールが示されておりません。大阪府と連携して国の動向を注視していきます。

回答:福祉部 介護保険課

7.障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

- ①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

障害者総合支援法第7条は「他の法令による給付等との調整」に基づき、介護保険サービスの利用が優先となっています。

なお、介護保険法第27条第8項の規定のとおり、法的論拠に基づき、自立支援給付の運用を行ってまいります。

回答:福祉部 障がい福祉課

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあるても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

障がい者ご本人の意向で、介護保険への申請を行わない場合でも、現在、利用中の障がい福祉サービスの更新却下(打ち切り)することなく、継続して障害福祉サービスの利用を可能としています。

関係職員につきましても周知徹底しています。

なお、介護保険への申請手続きの依頼に関しましては、継続してまいります。

回答:福祉部 障がい福祉課

③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和5年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

2007年通知、2015年通知、事務処理要領(令和5年4月)に明記されている介護給付費等の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係につきましては、上記、通知・事務処理要領に基づき運用を行ってまいります。

回答:福祉部 障がい福祉課

④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。

介護保険に移行した一部の障がい者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールは設けていません。

回答:福祉部 障がい福祉課

⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

障がい福祉サービスの利用についてのホームページや「福祉のてびき」の記述につきましては今後検討してまいります。

回答:福祉部 障がい福祉課

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

現行通りの基準を適用するよう国に求めてまいります。

回答:福祉部 障がい福祉課

⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しがつ上乗せて障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めてまいります。

回答: 福祉部 障がい福祉課

⑧障害福祉サービスを継続して受けた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

総合事業は、緩和した基準や住民主体により支援などを多様なサービス提供を想定した事業となっていますが、本市の総合事業については、現行相当の基準で実施しています。

今後もサービス提供体制の充実を図ってまいります。

回答: 福祉部 介護保険課

⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

障がい福祉サービスの利用につきましては、市町村民税非課税世帯の利用者負担額は0円です。

回答: 福祉部 障がい福祉課

介護サービス利用の減免につきましては、保険者による個々の制度ではなく、国の責任において国庫負担による恒久的な措置が必要であると考えています。

回答: 福祉部 介護保険課

⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

重度障がい者医療費助成制度については、大阪府と府内市町村が共同して運営している事業であるため、本市が独自に対象者拡充や新たな制度の創設を行うことは困難な状況にありますが、大阪府市長会を通して対象者拡充の要望を毎年行っています。

回答: 福祉部 保険医療課

8.生活保護

①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。

社会福祉協議会の緊急小口資金・離職者支援資金など、コロナ禍における特例貸付の制度があり、条件の緩和、対象者の拡大、期間の延長もしています。生活困窮者に対して、生活保護以外の制度が従来よりも手厚くなつたことにより、生活保護の申請数、決定数が急増していないものと認識しています。

扶養照会については、個々の事情に配慮した対応を従前より心がけており、扶養義務履行が期待できない者と判断された場合は照会を行っていません。

今後も実態に沿った運用を行っていきたいと考えております。

明確に申請の意思を表明した場合は、申請を受理しています。

2022年度の扶養照会件数は184件で、扶養に結びついた件数は3件です。

回答:福祉部 生活福祉課

②札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

【札幌市生活保護ポスター】

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

【寝屋川市生活保護チラシ】

Hogoshinseisadan.pdf(city.nevagawa.osaka.jp)

生活保護受給者および受給者以外の市民の意思も配慮しながら、対応していきます。

回答:福祉部 生活福祉課

③ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や2020-2022年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

令和5年5月末現在、677世帯に対し、正規職員7人、任期付短時間職員3人、全員社会福祉主任用資格者のケースワーカー10人体制で業務をおこなっています。ケースワーカー1人当り、標準数以下の68世帯で、国の基準を大きく下回った人員配置となっております。

また、ケースワーカーの教育、資質向上のため、全国研修をはじめとした各種研修会に積極的に参加し、年々変化する社会情勢などに対応できるよう努めています。

さらに、ケースワーカーは、基本的に地区ごとに担当が分かれていますが、要保護者によっては、女性ケースワーカーを希望する方もいらっしゃるため、担当変更や家庭訪問に同席するなどで対応しております。

今後も、申請者に対して、適切な対応を心掛けてまいります。

回答:福祉部 生活福祉課

④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

ケースワーカーは基本的に地区ごとに担当が分かれていますが、要保護者によっては、女性ケースワーカーを希望する方もいるため、担当変更や面談、家庭訪問に同席するなどで対応しています。

回答:福祉部 生活福祉課

⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

窓口用に「生活保護制度について」の小冊子と、また相談時において「生活保護のしおり」を作成しております。窓口、相談時においてそれぞれを活用し、わかりやすい説明に努めているところです。

回答:福祉部 生活福祉課

⑥国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉院時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のこととを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

休日、夜間の急病時の受診については、医療機関の協力の下、後日医療券発行で対応できています。

健康増進課の健診のお知らせを当課から送付することで、受給者に周知や受診の勧めを行っています。

回答:福祉部 生活福祉課

⑦警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

面接官等としての警察官OBの配置は考えておりません。

各ケースワーカーが、訪問調査などを行い、受給者の生活について把握に努めています。

回答:福祉部 生活福祉課

⑧生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

生活保護受給者や低所得世帯の生活状況も考慮しながら、大阪府を通じて、国に対して要望していきます。

回答:福祉部 生活福祉課

⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

生活保護受給者の意思や生活状況等を考慮した上で、経過措置を認めたり、転居を検討したり、個々に応じた対応を行っております。

回答:福祉部 生活福祉課

⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

ジェネリック医薬品の原則使用化に際しては、制度趣旨に理解を求めるための説明や、後発医薬品の説明などを記したパンフレットを各世帯に送付しています。

その中で、先発医薬品の利用を完全に排除しているわけではなく、必要に応じて先発医薬品の利用も認めております。

今後も、適正な医療扶助支出に努めてまいります。

回答:福祉部 生活福祉課

⑪国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

高等学校就学時に、世帯分離についての制度説明、また、高等学校卒業後に活用する経費のため、就学中のアルバイト収入を収入認定せず、貯蓄を認めたり、世帯分離後の進学準備給付金の説明を行ったりし、世帯分離後の世帯の安定を図っております。

回答:福祉部 生活福祉課

9.防災関係

①災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること

小学校の体育館の冷暖房につきましては、令和3年度に整備を完了しているため、整備率は100%となっております。

また、学校全体におけるトイレの洋式化率は令和4年度末時点で約66%となっており、災害時に主に使用する体育館及び体育館付近のトイレ全体の洋式化率は約73%となっております。

トイレの洋式化率向上含め、教育活動の場として、また、災害時の避難所としての環境改善に今後も努めてまいります。

回答:教育委員会事務局 教育総務課

②高層住宅が増えてきている。高齢者、障碍者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

災害の際に一般の避難所での生活が困難である高齢者や障がい者等特別な配慮が必要な方が避難生活を送る指定福祉避難所を開設できる体制を整えています。

また、普段行われている防災訓練や防災講座において、ハザードマップ等を使用し、指導・啓発活動を実施しているところです。

回答:総合政策部 危機管理課